

相続税の税務調査の流れを知ろう その③

～不明点の確認と税務調査の流れ～

事前に把握していること

- ・ 被相続人の家族関係

- 相続人及び孫、ひ孫、兄弟が誰か

- ・ 取引金融機関

- 近隣の金融機関の情報は照会済み
相続人や孫、ひ孫の情報も確認済み

- ・ 不動産情報

- 各市町村から情報を照会済み

質問の内容

- ・ 被相続人の生い立ち
- ・ 家族の職業
- ・ 被相続人の趣味
- ・ 家族が取引している金融機関名（過去を含む）
- ・ 被相続人の現金管理方法
- ・ 金庫、貸金庫の存在
- ・ 手帳、日記帳を付けていたか

質問の内容

- ・ 自宅に飾られているカレンダーやティッシュボックスの名前を確認
- ・ 絵画、掛け軸等が家の中に無いか確認
- ・ お庭の状況を確認
- ・ 贈与の有無
- ・ 通帳、印鑑の管理方法

事前確認と質問の回答が一致しているかの確認

- ・ 税務署が把握している金融機関と相続人が回答した金融機関にズレがあればその確認。
 - なぜズレているか、隠していないか
- ・ 被相続人、相続人の職業から財産の割合がおかしい場合は贈与等無かったか確認。
 - 名義預金の判断材料

事前確認と質問の回答が一致しているかの確認

- 贈与状況と金融機関入出金の齟齬の確認。
 - 本当に贈与は成立しているのか
上辺だけの贈与であれば相続財産の可能性も
- 追加で漏れていると思われる財産の口頭質問。
 - 骨とう品や貴金属等の価値確認
お庭の状況

事前確認と質問の回答が一致しているかの確認

- ・ その場で判断できないものは資料をコピーや写真に撮って署に持ち帰る。
- ・ 銀行等の確認が必要であれば反面調査を行う。
- ・ 修正があれば税額を計算の上、税理士と相続人と打ち合わせし、納税額を確定させる。

END